

(受理番号) 元-13	(受理年月日) 令和元年11月21日
<p>件名</p> <p>要旨</p>	<p>陳 情</p>
	<p>「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について</p> <p>2018年12月8日の参議院本会議で、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が全会一致で成立した。</p> <p>成育基本法では、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状况にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念とし、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とし、自治体は「国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としている。</p> <p>成育基本法を実現するためには、妊産婦に対して疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」を国が創設することが重要である。</p> <p>については、妊産婦が費用の心配なく医療を受けられるよう、国への意見書提出をお願いします。</p> <p>また、妊産婦医療費助成制度をはじめとして、自治体が独自に現物給付で福祉医療制度を実施している場合には、国保国庫負担金の削減措置が実施されている。</p> <p>就学前までの子ども医療費助成については、2018年4月から削減措置が廃止されたが、就学前までの子ども医療費だけでなく、全ての福祉医療制度について、国保国庫負担金の削減措置を廃止すべきである。</p> <p>こうしたことから、「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書を国に提出されるよう陳情する。</p>